

総合事業サービスの基準

サービス種別	通所型サービス A（現在の通所サービスよりも基準を緩和したサービス）
サービス内容	<p>○入浴、排泄、食事等の身体介助を行わないサービス</p> <p>○閉じこもり予防や自立支援に資する通所サービス （専門職の指導を必要としないサービスで、交流目的や運動、レクレーションを主体としたもの）</p> <p>○送迎は必要な方のみ（送迎加算はなし）</p>
対象者とサービス提供の考え方	○身体介護が不要な要支援者、事業対象者
実施方法	事業者指定
人員基準	<p>①管理者 常勤1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>②介護職員等 ～15人専従1人以上 16人～利用者1人に専従0.1以上 ※事業所で介護保険法の理念（1～4条）・個人情報保護等の研修を実施</p>
設備基準	<p>①サービス提供に必要な場所（3㎡×利用定員以上） ※既存事業所で一体的に実施する場合、必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容の区別などは必要</p> <p>※定員、スタッフの区分が必要</p> <p>②消火設備、その他非常災害等に必要な設備</p> <p>③必要なその他の設備・備品</p>
運営基準	緊急時等の対応、勤務体制の確保、業務継続計画の策定、衛生管理、非常災害対策、虐待の防止、記録整備（必要に応じて個別サービス計画の作成、サービス内容、苦情内容、事故状況及び処置について、市町村への通知に係る記録）、個人情報保護について等
単価・単位	<p>●単価 地域区分（厚生労働大臣が定める一単位の単価）に準ずる</p> <p>●単価設定 1回あたり</p> <p>●単位 サービスコード表参照 ※週1回程度月4回まで 週2回程度月8回まで</p> <p>※サービス提供時間は2時間以上5時間程度</p> <p>●減算 利用定員を超える場合 従業員の数不足がある場合 事業所と同一建物の利用者等</p> <p>※減算にかかる単位数はサービスコード表参照</p>